

第6章 原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の保全・形成

原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観を保全・形成するために、高層建築物等の建設により眺望景観が阻害されるおそれのある範囲を原爆ドーム北側眺望景観保全エリアとして設定し、建築物及び工作物の高さを制限します。

また、原爆ドームの背景となる阿武山については、南北軸線上の眺望景観に及ぼす影響を抑えるため、原爆ドームの背景に見えてくる建築物、工作物及び屋外広告物を建設・設置しないこととします。

本章では、南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿や具体的な高さの最高限度の基準などを示します。

※ 「第2章1(1)」の景観特性に示す軸線を見通す景観のうち、平和記念資料館本館下の*視点場から原爆ドームを望む景観を「南北軸線上の眺望景観」として定めます。

1 背景

世界遺産である原爆ドームは、被爆の惨禍を伝える歴史の証人であり、核兵器廃絶と恒久平和を求める誓いのシンボルです。原爆ドームを含む平和記念公園は、被爆の惨禍を後世に伝え、平和について学び・考え・語り合う場、平和を願う世界の市民が集い・憩う場としての機能を持つ平和記念施設です。また、平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑(広島平和都市記念碑)及び原爆ドームは、南北軸線上に配置されており、この原爆ドームを貫く南北の軸線を見通す景観は、平和都市広島を象徴する景観として、次世代に引き継ぐべき大切な存在です。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺における良好な景観形成に努めることは、平和に関する取組を推進するとともに、原爆ドーム及び平和記念公園の役割をより確かなものとし、平和のメッセージを全世界に発信していくための重要課題です。

中でも、南北軸線上の眺望景観は、平和都市広島を象徴する景観として特に重要な役割を担っていることから、建築物等の高さの最高限度の基準等を設けて良好な景観の保全・形成を図ります。

2 視点場及び南北軸

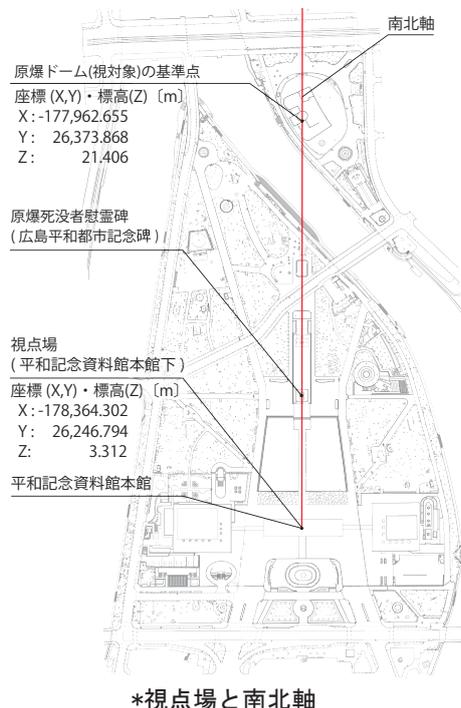
南北軸線上の眺望景観においては、*視対象である原爆ドームを望む代表的なポイントとして平和記念資料館本館下を*視点場とします。

*視点場と原爆ドーム(*視対象)の基準点の座標値は以下のとおりとし、南北軸はこれらを結ぶ直線とします。

- *視点場(平和記念資料館本館下) :
 $(X, Y) = (-178, 364.302\text{m}, 26, 246.794\text{m})$
- 原爆ドーム(*視対象)の基準点 :
 $(X, Y) = (-177, 962.655\text{m}, 26, 373.868\text{m})$

※ 座標値(X, Y)は、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する平面直角座標系第3系によります。

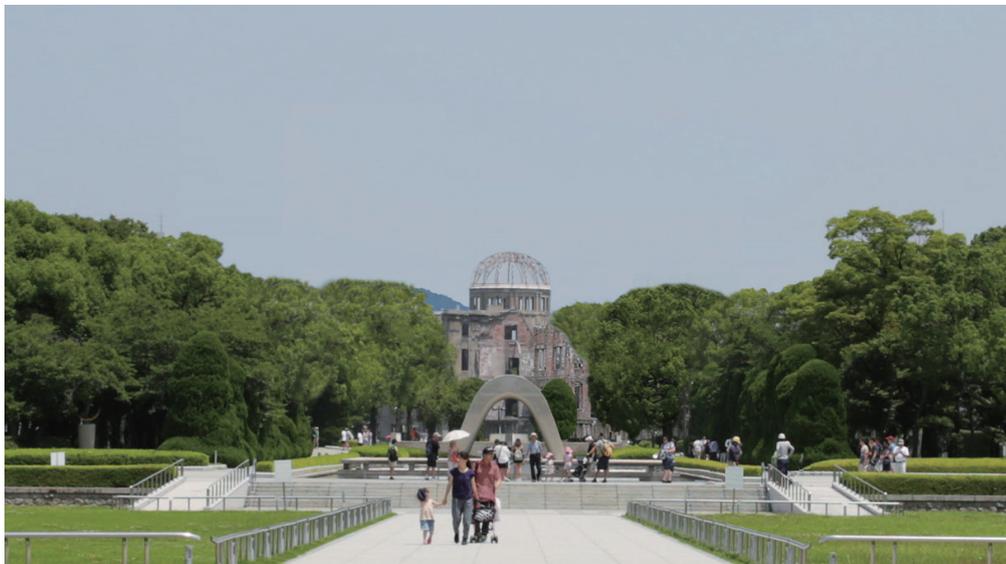
※ 原爆ドーム(*視対象)の基準点は、「第6章4(1)イ高さの基準線」を参照。



*視点場と南北軸

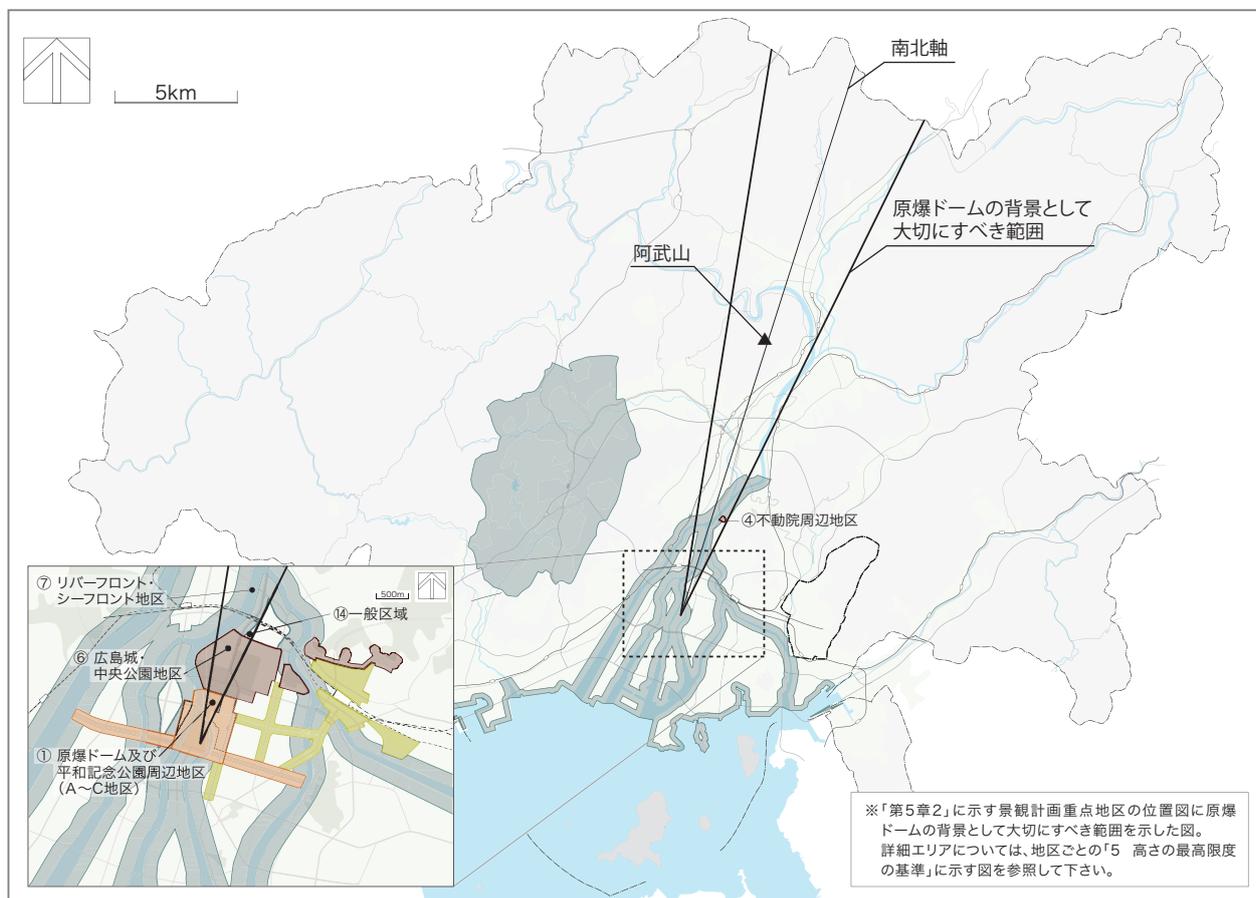
3 南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿

南北軸線上の眺望景観においては、*視点場を起点とし、南北軸を中心とした17度(水平方向の角度)の幅を原爆ドームの背景として大切にすべき範囲として、その範囲内では、建築物等の眺望景観を阻害するものが何も見えないような環境を目指し、その実現に向けた景観づくりを進めます。なお、この目指すべき姿の実現に当たっては、平和記念公園内の植栽による背後の建築物等の遮蔽効果を考慮します。



目指すべき姿

(南北軸線上の眺望景観の原爆ドームの背景として大切にすべき範囲内において、建築物等が何も見えない姿。植栽により一部の建築物等を遮蔽したもの。)



原爆ドームの背景として大切にすべき範囲

4 南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための方策

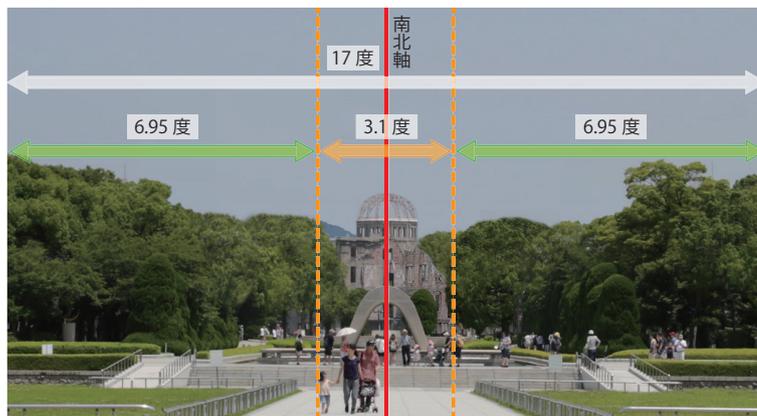
南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿を実現するための方策は次のとおりとします。

(1) 建築物等の高さの制限

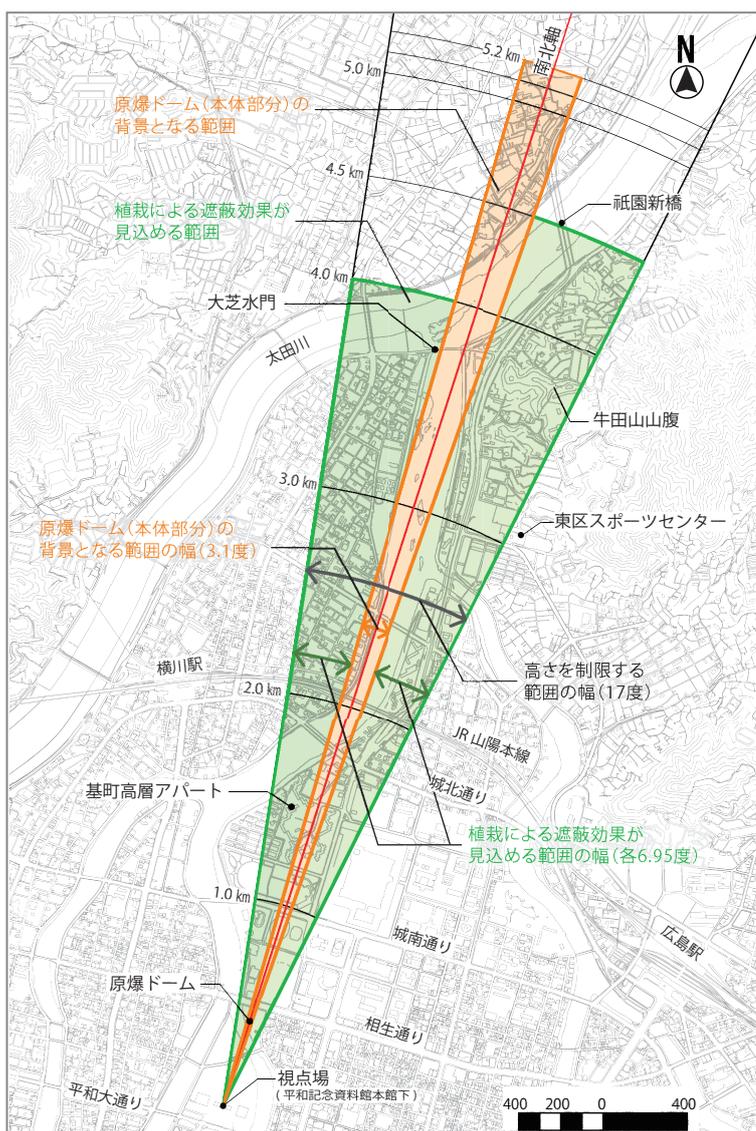
原爆ドームの背景として大切にすべき範囲において、*視点場からの距離に応じて建築物等の高さを制限します。

ア 高さを制限する範囲

原爆ドームの背景として大切にすべき範囲(17度)を、原爆ドーム(本体部分)の背景となる範囲(3.1度)と平和記念公園内の植栽による遮蔽効果が見込める範囲(各6.95度)に分けて、それぞれ本市における実績から想定される高層建築物等の建設により南北軸線上の眺望景観が阻害されるおそれのある範囲まで建築物等の高さを制限します。



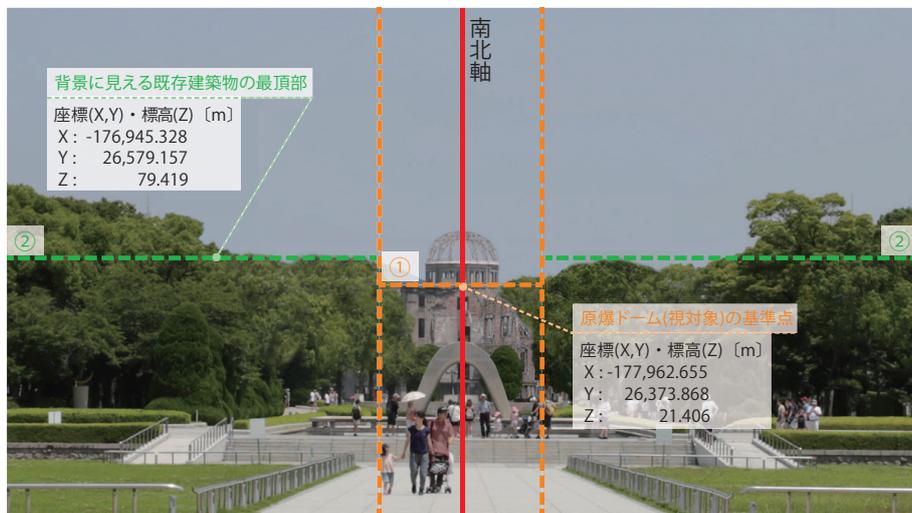
高さを制限する範囲の幅



高さを制限する範囲

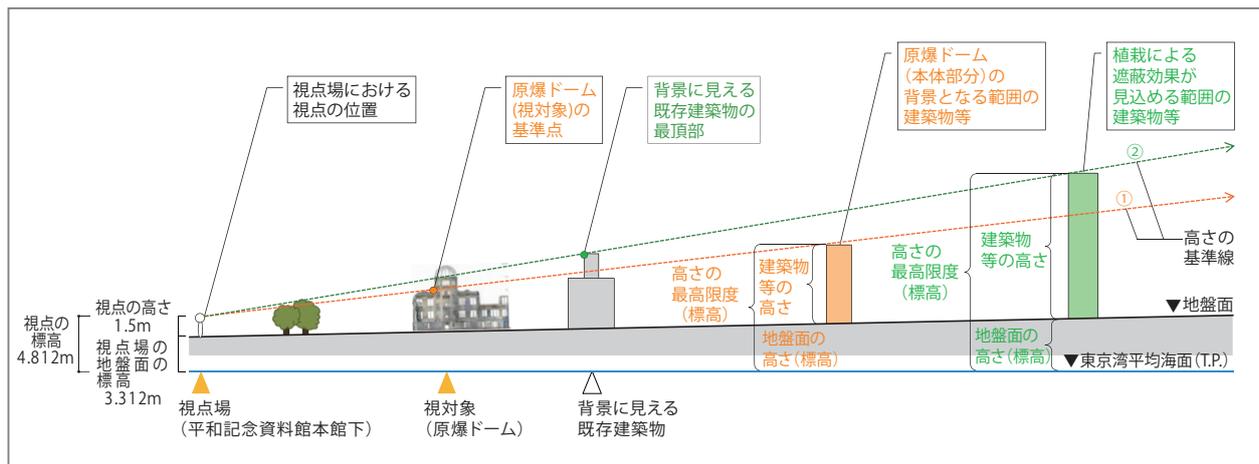
イ 高さの基準線

*視点場から原爆ドームを見た際に、原爆ドーム(本体部分)や平和記念公園内の植栽により背景の建築物等を遮蔽できる高さに基準線を設定し、その基準線の標高を超えないように高さを制限します。



※標高(Z)は東京湾平均海面(T.P.)を基準面とする。

目指すべき姿における高さの基準線の位置



高さの基準線

※ 原爆ドーム(*視対象)の基準点は、視点場から原爆死没者慰霊碑(広島平和都市記念碑)越しに原爆ドームを見た中心線である南北軸と、原爆ドーム本体部分の上端面、ドームを支える円筒形の視点場側の壁面が交差する点とします。

ウ 規制手法

建築物、工作物及び屋外広告物を高さ制限の対象とし、それぞれ次のような規制手法とします。

対象	規制手法	概要
建築物	景観計画(景観法)	一定規模以上の建築物の建築を行う場合は、高さの最高限度の基準に適合する必要があります。
	高度地区(都市計画法)	建築確認において、*高度地区で定められた高さの最高限度の基準への適合が求められます。
工作物	景観計画(景観法)	一定規模以上の工作物の建設を行う場合は、高さの最高限度の基準に適合する必要があります。
屋外広告物	屋外広告物条例(屋外広告物法)	屋外広告物条例に基づく設置高さの基準に適合する必要があります。

エ 植栽による遮蔽効果等

平和記念公園内の植栽により、背後の建築物等を遮蔽するとともに、*視対象である原爆ドームに視点場からの視線を誘導します。

(2) 原爆ドームの背景となる阿武山における建築物等の建設・設置の制限

原爆ドームの背景となる阿武山*においては、南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿に及ぼす影響を抑える必要があることから、原爆ドームの背景に見えてくるものは建設・設置しないこととします。

建築物、工作物及び屋外広告物を建設・設置の制限の対象とし、それぞれ次のような規制手法とします。

対象	規制手法	概要
建築物	景観計画(景観法)	南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿に影響を及ぼすものは建設しないこととします。
工作物		
屋外広告物	屋外広告物条例(屋外広告物法)	*視点場から展望できるものが設置されるおそれのある区域については、屋外広告物の設置を禁止する地域に指定します。

(3) 上空に向かって照射する照明装置の設置の制限

高さを制限する範囲及び原爆ドームの背景となる阿武山*においては、建築物及び工作物に付帯する照明装置のうちレーザー光線やサーチライト等の光の量が多く、上空に向かって照射するものなどは、南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿に及ぼす影響を抑える必要があることから、このような照明装置は設置しないこととします。

* 阿武山の範囲は、「第7章2④6 良好な景観の形成のための基準」に示す図を参照。

5 高さの最高限度の基準等

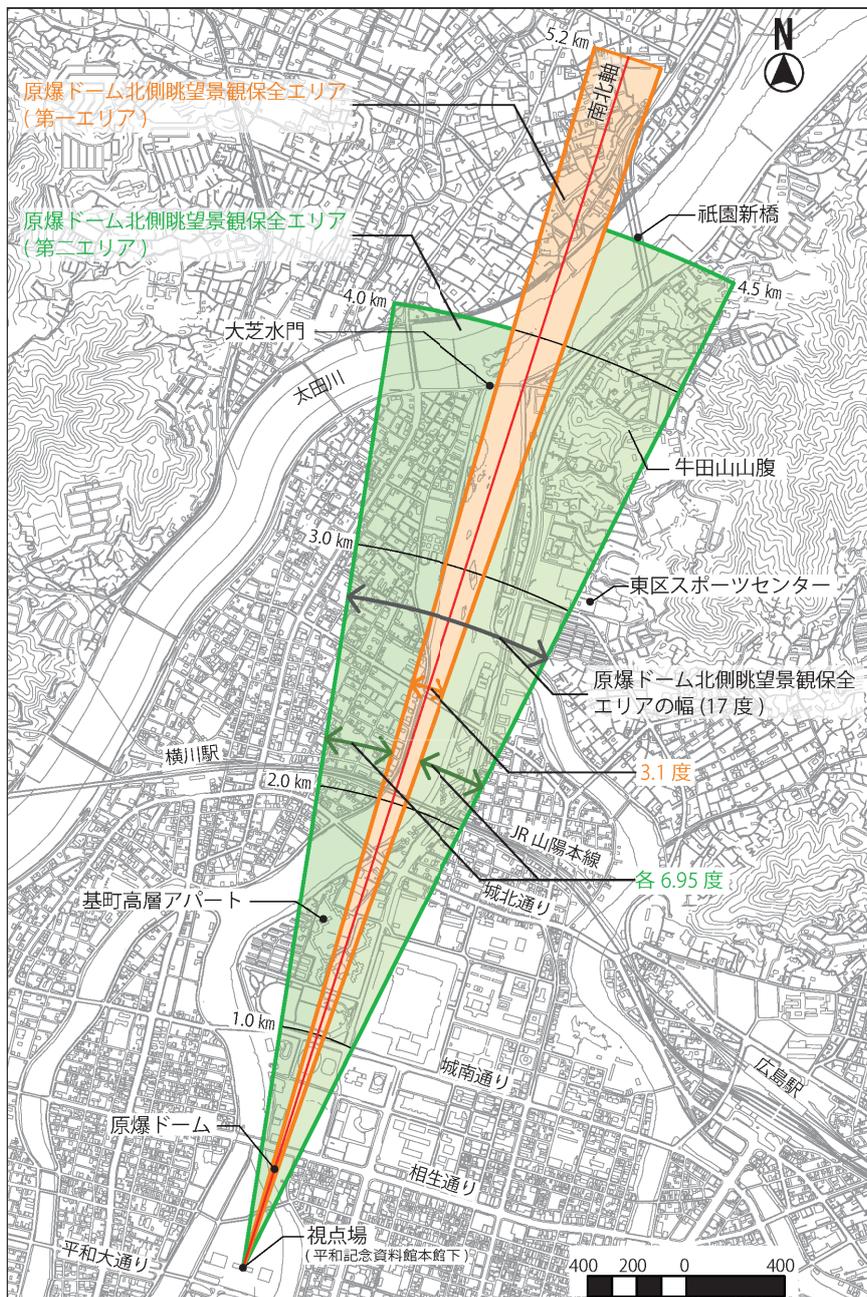
南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿やそれを実現するための方策を踏まえ、景観計画では次のとおり基準を設定します。

なお、具体的な基準については、「第7章 2」の地区ごとの「高さの最高限度の基準」及び「良好な景観の形成のための基準」をご覧ください。

(1) 高さの最高限度の基準

高さを制限する範囲を原爆ドーム北側眺望景観保全エリアとし、建築物及び工作物の高さを制限します。

ア 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア



原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア) :
 *視点場を起点とし、南北軸を中心とした水平方向の角度が3.1度以下かつ視点場からの距離が5.2km以下のエリア

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア) :
 *視点場を起点とし、南北軸を中心とした水平方向の角度が3.1度を超え17度以下のエリアのうち、南北軸の東側は視点場からの距離が4.5km以下、南北軸の西側は視点場からの距離が4.0km以下のエリア

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア

イ 高さの最高限度

個々の地点における建築物及び工作物の各部分の高さの最高限度は、次の計算式により求めた標高(H₁及びH₂)とします。

範囲	高さの最高限度
原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)	$H_1 = 0.039390 \times L + 4.812$ [m]
原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)	$H_2 = 0.051192 \times L + 4.812$ [m]

※ 建築物の各部分の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含みます。

※ 標高は、東京湾平均海面(T.P.)を基準面とします。

※ Lは、*視点場から建築物及び工作物の各部分までの水平距離(m)で、次式により求めます。

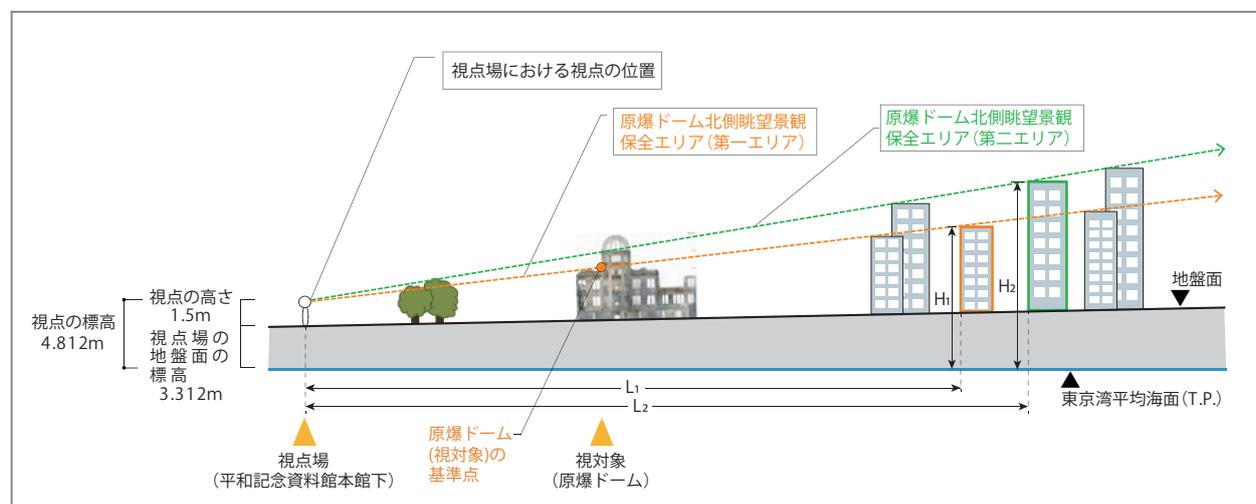
$$L = \sqrt{\{(x + 178,364.302)^2 + (y - 26,246.794)^2\}} \text{ [m]}$$

但し、x、yは建築物及び工作物の各部分の座標とします。

※ 座標は、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する平面直角座標系第3系によります。

※ 「-178,364.302」は*視点場のX座標、「26,246.794」は*視点場のY座標です。

※ *視点場における視点の高さは1.5mとします。(視点の標高4.812m)



原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(縦断面図)

(2) 良好な景観の形成のための基準

ア 原爆ドームの背景となる阿武山における建築物及び工作物の建設

原爆ドームの背景となる阿武山*においては、南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿に影響を及ぼす建築物及び工作物を建設しないこととします。

イ 上空に向かって照射する照明装置の設置

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山*においては、建築物及び工作物に付帯する照明装置のうちレーザー光線やサーチライト等の光の量が多く、上空に向かって照射するものなどは、南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿に影響を及ぼすおそれがあることから、このような照明装置は設置しないこととします。

※ 阿武山の範囲は、「第7章2④6 良好な景観の形成のための基準」に示す図を参照。

(3) 適用除外

「第7章 2」の基準に適合しない部分を有する既存の建築物等で南北軸線上の眺望景観への影響を増大させないもの、公益上又は用途上やむを得ないと認められるものは、次のとおり適用除外とします。

なお、避雷針等の小規模な線的要素で構成される工作物や工事用のタワークレーン等の仮設の工作物は届出対象行為から除かれるため、「第7章 2」の基準は適用されません。

適用除外	適用しない基準
「第7章2」の基準が適用された際に、現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものを増築又は改築する場合において、増築又は改築に係る部分が当該基準の範囲内であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さの最高限度の基準
「第7章2」の基準が適用された際に、現に存するもの又は現に建設、修繕若しくは模様替の工事中のもので当該基準に適合しない部分を有するものについて、現状の高さを増加させない範囲で外観を変更することとなる修繕又は模様替を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さの最高限度の基準 ・ 良好な景観の形成のための基準 (原爆ドームの背景となる阿武山における建築物及び工作物の建設)
市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さの最高限度の基準 ・ 良好な景観の形成のための基準 (原爆ドームの背景となる阿武山における建築物及び工作物の建設／上空に向かって照射する照明装置の設置)